

社協だより

ONAGAWA

4
APRIL.2025



～サークルのメンバーが講師となって交流～

サークルグループ「浜ばっばの会」の新聞バック作りと、「西区はっぴー会」の香り袋作りのメンバーが講師となり、出前講座を開催しました。

今回は、清水区で新聞バック作り、上三区で香り袋作りを行いました。

参加者には男性もあり、作品は女性陣に負けず劣らずの素敵な仕上がりでした。

作品を作り終えた後は、みんなでお茶のみでほっと一息。

ものづくりを通じてできた交流を、今後も続けてほしいですね。



この広報誌の発行には、皆様から頂戴した会費と共同募金からの配分金を使わせていただいております。

～ いつまでも自分らしくあるために ～ 一人ひとりの権利を守るための制度・サービス

皆さんの生活を支える新しい仕組み **令和7年4月から**
生活安心サポート事業 がはじまります。

誰しもが、「住み慣れた地域で、できるだけ長く暮らし続けたい」という願いを抱いていることでしょう。しかし、小さな不自由さが重なっていくと、思いはあっても実際に生活を維持していくことが難しくなります。

そのような不自由さを解決するために、本会では独自サービスとして『生活安心サポート事業』を立ち上げました。

ぜひ、皆さん自身や皆さんの大切な方のために、この事業をご活用ください。



【対象者】

女川町にお住まいの方で、判断能力はあるものの、身体的な理由や様々な理由で家族や親族等から支援を受けることができない方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 日々の生活の中でお金の管理が必要な方
- (2) サービスなどの利用や手続きで支援が必要な方
- (3) 本会会長が支援の必要性を認める方

【サポート内容（事業内容）】

- (1) 通帳や保険証などの預かり
- (2) 日常における支払いなどお金の管理
- (3) 生活の中で必要な手続きなどのお手伝い
- (4) 福祉サービスを利用する際のお手伝い
- (5) 電話や訪問による定期的な安否確認
- (6) 医療機関などへの受診同行や入退院のお手伝い（身元保証は除く）



【事業利用の流れ】



まずは、**利用を希望される方と面談**をさせていただき、どのような支援が必要なのかなど生活状況を踏まえてお話を伺わせていただきます。

また、事業内容についても説明をさせていただきます。そのうえで、利用を希望される場合は、利用申込をしていただきます。



本会で、**利用の可否について決定・支援計画の作成**をいたします。また、利用不可となった場合でも、その方に必要な制度やサービスにつながるまで、本会でサポートいたします。



利用希望者と本会との契約締結

利用途中でサービス内容を変更したい場合は、契約内容を変更することも可能です。

【利用料金】

業 務 内 容	利 用 料
(1) 通帳等（通帳、印鑑、健康保険者証等）の預かり	月額700円
(2) 日常における金銭管理業務	月額700円
(3) 生活全般における各種手続き等の支援業務	
(4) 福祉サービス利用に関する支援業務	
(5) 定期的な訪問による安否確認	
(6) 医療機関等の受診や入退院に係る支援業務（ただし、入院又は施設入所に係る身元保証は除く。）	1回につき 2,000円
(7) その他支援に必要と思われる業務	1回につき 2,000円

※生活保護受給者の方は、利用料金を2分の1減免とさせていただきます。

日常生活自立支援事業「まもりーぶ」

日常生活自立支援事業「まもりーぶ」は、「まもる」と「びりーぶ」を組み合わせた愛称で呼ばれております。高齢の方や障害を持った方が地域で安心して生活できるよう、**福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝い、書類等のお預かり**をする事業です。

たとえば、「通帳など大事な書類をなくしてしまう」「計画的にお金を使うことが難しい」「役場から届く書類の手続きが分からない」などでお困りのことがありましたら、まずはお気軽にご相談ください。

●利用料金

基本料金	1か月／700円
サービス料金	60分まで／1,200円 以後、30分毎に600円を加算
書類お預かり料	1か月／300円
サービス提供にかかる旅費	車の走行距離に応じた料金

※基本料金とお預かり料は毎月かかります。

※サービス料金・旅費は、申請手続きにより、生活保護世帯は全額、市町村民税非課税者は半額が免除になる場合があります。

※その他引落手数料が毎月かかります。

「成年後見制度」をご存じですか？

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が低下し、契約等の法律行為において、一人では物事を決めることが困難になった場合に、その判断能力を補い、契約などの法律行為をサポートする仕組みです。

●成年後見制度の仕組み

成年後見制度には、**任意後見制度、法定後見制度**の2種類があります。

※どの類型になるかは、医師による診断書等をふまえて、家庭裁判所が決定します。

任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった時に備え、判断能力があるうちに、公正証書で任意後見契約を結び、任意後見人を選んでおくものです。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合を対象とします。

また、障害や認知症の程度によって、「**補助**」、「**保佐**」、「**後見**」の3つの類型に分かれています。これは、個々の判断能力の程度による類型によって、サポートできる範囲が変わってくるためです。



女川町について誕生!

女川町シルバー人材センター



この度、本会では「女川町シルバー人材センター」を立ち上げました。

「シルバー人材センター」は、高齢者の健康維持や社会参加を目指す高齢者に対し、臨時的かつ短期的な仕事を提供することを目的としています。

元気な高齢者が多い女川町にとって、高齢者の活躍の「場」があるということは重要だと考えています。仲間とつながりながら、生きがいに満ちた人生を送るためにも、ぜひ本シルバー人材センターに登録して、皆さんの力を活かしていきましょう。

【会員登録できる方】

- 女川町にお住まいで、**60歳以上**の方で健康で働く意欲のある方
- 当センターの趣旨に賛同できる方
- 入会説明会に参加のうえ、登録申込書を提出いただいた方
- 年会費3,000円**を納入いただける方
- 活動保険にご加入いただける方

【作業内容】

- 作業のご依頼にもよりますが、草刈り・草むしり・お墓掃除・網戸の張り替え・簡易な大工仕事などの作業を想定しています。

【問合せ先】

シルバー人材センターに興味や関心がある方は下記までご連絡ください。



2025年度宮城県ボランティア活動総合補償制度 ～ボランティア保険加入のご案内～



宮城県ボランティア活動総合補償制度は、ボランティア活動をされる方、または行事へ参加される方に対する活動時の総合補償制度で、万が一の事故に備えて加入する保険です。

●ボランティア活動保険

日本国内におけるボランティア活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより損害賠償問題が生じた場合、また、ボランティア本人がケガをした場合などの事故による損害を補償する保険です。

補 償 内 容	1. 傷害補償 2. 賠償責任補償 3. 携行品損害補償
加 入 対 象	ボランティア活動を行う個人及び団体
保 険 料	● Aプラン 300円 ● Bプラン 500円 ● Cプラン 700円 ● 天災プラン 670円 ● 家族プラン 800円
加 入 期 間	2025年4月1日～2026年3月31日の一年間 (中途加入の方は加入手続完了日の翌日0時から2026年3月31日まで)

●ボランティア・福祉活動行事保険

日本国内におけるボランティア活動や各種福祉活動の一環としてボランティア団体・非営利団体が主催する行事中に、行事参加者や主催者が偶然な事故でケガをした場合や、主催者が活動参加者などの他人の身体や財物に損害を与え、賠償責任を負った場合等を補償する保険です。

補 償 内 容	1. 傷害保険 2. 賠償責任保険
加 入 対 象	①傷害保険：行事主催者・行事参加者 ②賠償責任保険：ボランティア団体・福祉活動に従事する非営利団体
保 険 料	● I型（宿泊を伴わない行事）A区分 30円 B区分 136円 C区分 266円 ● II型（宿泊を伴う行事）1泊2日 225円 2泊3日 277円 3泊4日 286円など

※上記手続きや内容の詳細については下記担当者まで、お問い合わせください。

ボランティアグループ

『うみねこ隊』の会員を募集しています！



本会が開設しているボランティアセンターでは、**町内でボランティア活動をしていただける方を随時募集しています。**

年齢や経験・未経験は問いませんので、ご興味がある方は、お気軽に下記担当者までご相談ください！

主なボランティア活動は、「ゴミ捨て・庭木の手入れ・草むしり・電球交換・家具の移動・粗大ごみの廃棄・犬の世話・安否確認の声がけ」などがあります。

なお、ボランティア活動時は、万が一に備え、上記ボランティア保険へ加入（費用は自己負担）することをお勧めしています。

【ボランティア保険・ボランティア活動に関する問合せ先】

女川町ボランティアセンター TEL:0225-53-4333 (女川町社会福祉協議会内) 担当: 千葉

生活支援コーディネーターの 「いいものみ～つけ！」 NO.36

女川町生活支援体制整備事業 第2層協議体報告!! 『地域の推進役情報交換会』を開催しました

令和7年2月26日に女川町生活支援体制整備事業第2層協議体「地域の推進役情報交換会」をまちなか交流館で開催し、67名の方々に参加していただきました。

令和6年度は、12月に第1回第2層協議体「福祉活動推進員・シルバーリーダー（町老連）による情報交換会」、2月には本会主催の「行政区長意見交換会」を開催し、地域の活動・集いの場の取り組みなどの紹介を通して、取り組みの変化について共有を行いました。そして今回は、『行政区長、民生児童委員、福祉活動推進員、シルバーリーダー（町老連）』の皆さんにお集りいただき、情報交換会を行いました。



今回のテーマは、①自分の地区を知ろう！地区の現状は？、②どんなことに興味があるのか、皆が出てきてくれるか考えよう、③一度体験、学んで地域の方に楽しさを伝えよう、というテーマでグループワークによる意見交換を行いました。

『集いの場への参加者が少ない、顔ぶれがいつも一緒』など**共通の地域課題**がある中で、今までと同じでは地域の活動を継続していくことが難しくなっており、地域の枠を超えて活動し交流を行っている地区がどんどん増えてきています。

今回のグループワークの中でも、カラオケで交流する話しも出たりと地域間の交流の和がどんどん広がっていました。

また、「どんなことに興味があるのか、皆が出てきてくれるか考えよう」のテーマでは、**カラオケでの交流やコミュニケーション麻雀、獅子舞や太鼓の講習会、防災知識を高めるための防災教室、釣った魚で料理教室**などの意見が挙がっていました。

地域を支えている様々な立場の方が集まったことで、色々な意見やアイデアが出されました。しかし、まだまだ問題が解決したわけではありません。今後も皆さんと情報交換をしながら、そして話したことが地域で活かせるようにサポートしていきたいと思います。



室内ペタンクで熱戦が繰り広げられました

令和7年2月21日、町老人クラブ連合会主催の室内ペタンク大会が開催されました。

各クラブで日々練習してきた成果を発揮し、白熱した試合となりました。

なお、大会結果は右記のとおりでした。



室内ペタンク大会の結果

第1位 コスモスクラブCチーム（女川北区）

第2位 コスモスクラブAチーム（女川北区）

第3位 ^{おもと}万年青クラブCチーム（石浜区）



うみねこ園だより



～無病息災を願いながら～
新年のはじまりもみんなの笑顔でスタート!

今年も「NHK歳末たすけあい事業」からの助成をいただき、保護者のみなさんをご招待しての「**新年を祝う会**」を開催しました。

まずは恒例の熊野神社で初詣。何をお願いしたのか、みなさん神妙な面持ちです。参拝後は石巻の「カラオケ合衆国」へ。現地で保護者のみなさんと合流すると、さっそく「うみねこ紅白歌合戦」がスタート!今回は、利用者のみなさん、保護者のみなさん、職員がくじにより2チームに分かれての対抗戦です。利用者さんは気持ちのこもった歌声を、保護者のみなさんはそれぞれに素敵な歌声を響かせる一方で、職員からは仮装してのパフォーマンスも飛び出し会場を笑いの渦に…と、大いに盛り上がった歌合戦となりました。

途中では美味しい食事に舌鼓を打つひと時もあつたりと、笑顔がたくさん見られた「**新年を祝う会**」。幸先が良い1年のはじまりとなったのではないのでしょうか。



アトム通貨を使って年一度のお楽しみ♪

保護者や地域のみなさんからご寄附いただいたアトム通貨を活用し、今年も町内のお店へ買い物に出かけました。

「金華楼」さんから昼食をテイクアウト、「相喜フルーツ」さんからフルーツジュースをテイクアウト、「おんまえや」さんでお茶を購入、そして「サワダヤ」さんでは創作活動で使う画用紙や折り紙を購入させていただきました!

買い物をする際には利用者さん自ら訪れ、お店の方とやりとりしたり、居合わせたお客さんとお話をしたりと地域交流も楽しんだほか、お店まで歩いていき健康維持に努めるなど、一石三鳥!?



今回は、日中一時支援事業の利用者さんも買い物をする事になり、4人で何を買うかを作戦会議。フルーツジュースと決まると、みんなで「相喜フルーツ」さんへ向かい、自ら購入しています。というふうに、今年も様々なことを経験しています!

アトム通貨をご寄附いただいたみなさん、あたたかいご支援ありがとうございました。

こどもまんなか 児童福祉週間

〔令和7年度標語〕

『いつだって まんまるまんなか こどもたち』



こども家庭庁では、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか児童福祉週間」と定めています。

この期間は、児童福祉の理念を普及・啓発するため、こども家庭庁や全国の自治体などがさまざまな事業や行事を行っています。

なお、詳細については、こども家庭庁のホームページをご覧ください。



こども家庭庁HP

民生委員・児童委員の日 活動強化週間

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」とされ、5月12日から1週間を「活動強化週間」とし、民生委員・児童委員の活動を皆さんにより一層知っていただくための期間としています。

民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員・児童委員は、「民生委員法」・「児童福祉法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された**地域福祉の中心的担い手**です。各地区の見守り役、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として活動しています。民生委員・児童委員の中には、**子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する主任児童委員**もいます。

どんなことを相談できるの？

高齢者介護や障害者支援、子育てのことなど、生活上のさまざまな悩み事を相談でき、内容に応じて、行政の支援や福祉サービスを紹介し、問題解決に協力します。なお、相談に関する秘密は守られるので、安心してご相談ください。

心配ごとや悩みごとについて、一人で抱え込まず、皆さんのお住まいの地域の民生委員・児童委員、または、女川町民生児童委員協議会までご相談ください。

【問合せ先】女川町民生児童委員協議会（女川町社会福祉協議会内）

担当：千葉 TEL：0225-53-4333

PR動画がYoutubeで公開されています！



ご存じですか？民生委員・児童委員

地域における困りごとのつなぎ役
福祉施設のある民生委員・児童委員は、地域の暮らしを支援します。
誰に相談したらよいかわからない介護のことや子育てのこと
ひとりで抱え込まずご相談ください。

＜お問い合わせ先＞
単位民生委員児童委員協議会／市区町村民生委員児童委員協議会
郡連合会・指定都市民生委員児童委員協議会／全国民生委員児童委員連合会

支えあう 住みよい社会 地域から



令和7年度からはじまります

この度、本会では、**第6次女川町地域福祉活動計画**を策定しました。

本計画は、多様な生活課題を抱えつつも、住み慣れた地域で人とつながり支え合うことで、自分の暮らしに彩りを持ちながら生きられる地域を住民の皆さんとともに創っていきける社会を目指すための具体的な指針・計画として策定いたしました。

本計画策定にあたり、ご協力いただきました皆様、誠にありがとうございました。

なお、本計画の概要版を社協だよりと併せ、町内全世帯へ配布しましたので、是非ご覧ください。



返しきれない借金で悩んでいませんか？

東北財務局では、借金を抱えてお悩みの個人（自営業の方含む）の方々からの相談を受け付けています。

なお、相談は無料で秘密は厳守されますので、一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。

○受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

【問合せ先】東北財務局 多重債務者相談窓口

宮城県仙台市青葉区

本町3-3-1

仙台合同庁舎B棟

TEL:022-266-5703



皆様の善意に感謝申し上げます。

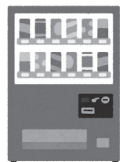
皆様から頂く寄附金は、広報紙の発行や小中学校で行う福祉学習、ボランティアセンター事業や生活困窮者への支援などに充当させていただいております。

今後とも、皆様のご理解をよろしくお願い致します。

寄附金（敬称略）

【1月1日～2月28日受付分】

行政区	氏 名	金 額
大 沢	大 沢 安 住 実 業 団	10,000円
上 三	佐 藤 佳 樹	20,000円
松島町	本 村 正 明	50,000円



町内設置の自動販売機販売手数料をご寄附いただきました！

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 9,812円 【R 6年3月～R 7年2月受付分】



令和6年度 女川町赤い羽根共同募金運動の実績額 1,478,892円



令和6年10月1日からスタートした赤い羽根共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございました。

皆様からお寄せいただいた募金は、宮城県共同募金会へ送金し、宮城県内の社会福祉施設等の整備や、NPO法人への助成として活用されます。また、各市町村における行政区への配分事業や、福祉事業等でも活用させていただきます。

なお、今年度の募金実績の内訳は下記のとおりです。

（単位：円）

目標額	募金方法及び募金実績額									達成率
	戸別	街頭	法人	学校	職域	イベント	個人	その他	計	
1,500,000	962,463	18,187	395,853	3,904	25,000	5,533	18,461	49,491	1,478,892	98.5%

大船渡市赤崎町林野火災による災害義援金の募集受付について

令和7年2月26日岩手県大船渡市赤崎町地区を中心に発生した林野火災により、多数の家屋の焼失等が発生し災害救助法が適用されました。岩手県共同募金会では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を受付しております。**皆様のご協力をよろしくお願いします。**

○義援金の名称：大船渡市赤崎町林野火災による災害義援金

○受付期間：令和7年6月30日（月）まで

○受入口座：ゆうちょ銀行（郵便局）【口座記号番号：00190-0-325716】

加入者名：岩手県共募令和7年大船渡市赤崎町林野火災災害義援金

※ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口からの送金手数料は無料になります。

窓口にて本義援金の振込である旨をお申し出ください。

【問合せ先】女川町共同募金委員会（女川町社会福祉協議会内）担当：千葉



【広報紙に関する問合せ先】 社会福祉法人女川町社会福祉協議会 TEL:0225-53-4333